

第1回 第8次赤穂市行政改革推進委員会会議録

- 1 日 時 平成29年12月19日(火) 13時30分～14時25分
- 2 場 所 赤穂市役所6階 第2委員会室
- 3 出席者 (会 長)加藤 明、(副会長)大木 善夫
(委 員)漆崎 泉、中村文代、小寺康雄、眞殿としみ、小林洋介、西森雅和、
大野重徳、森谷充孝、井田佐登司、大西則子
(市 長)明石元秀
(事務局)児嶋佳文副市長、三谷勝弘総務部長、岸本慎一財政課長、
平野佳秀人事課長、橋本政範行政課長、澁江慎治行政係長

4 会議の概要

- (1) 開会
- (2) 市長あいさつ
- (3) 委員長及び副委員長の選出
- (4) 協議事項
 - ①第8次赤穂市行政改革推進委員会運営要領の制定について
 - ②第8次赤穂市行政改革推進委員会傍聴要領の制定について
 - ③第8次赤穂市行政改革大綱について
- (5) その他
 - ①パブリックコメントの実施について
 - ②その他
- (6) 閉会

事務局 失礼いたします。定刻となりましたので、ただいまより第8次赤穂市行政改革推進委員会を始めさせていただきます。委員の皆様方には、大変お多用の中御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

(資料確認)

ただいまから会議を進めさせていただきたいと思います。会議は、お手元の会議次第に従いまして進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

はじめに、本日は第1回目の委員会でありますので、委員の皆様を事務局より御紹介させていただきたいと思います。資料4の委員名簿の順に御紹介させていただきたいと思います。

(委員、事務局紹介)

事務局 なお、本第8次赤穂市行政改革推進委員会は、第8次行政改革大綱を策定するに当たり、市民の皆様から幅広い意見を求めるために設置させていただいたものでありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして市長より御挨拶を申し上げます。

市長 皆さん、こんにちは。開会に当たりまして、御挨拶を申し上げたいと思います。このたび、第8次行政改革推進委員会を設置いたしまして、本日その第1回の委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には非常に公私ともに忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

御承知のとおり、人口減少時代を迎えまして、地方自治体を取り巻く環境というのは非常に厳しいものがございます。赤穂市におきましても、人口が減少しており、今後も減少傾向が続くということが予想されている中ではありますけれども、地域創生を図るべく総合戦略を策定いたしまして、いろいろな施策に取り組んで少しでも人口減少の進捗を鈍化させようという取り組みを行っているところであります。

一方、財政状況につきましては、収入の安定的な確保が非常に難しい状況にある中で、社会保障関係経費が増高しております。こうした中、限られた財源、限られた人材を有効に活用するということが、至上命令となってまいっておりますが、健全で効率的な行財政運営を行いながら、将来に向かっていろいろなものを行政が展開していきたいと思っております。

このため、きょうは皆様方、各種団体を代表する市民の皆様で構成されております、この推進委員会ですが、その行政改革の指針となります第8次の行政改革大綱を策定したいということが今回の目的でございます。

今後とも、委員の皆様方にいろいろな面で御苦勞おかけすることが多々あろうかと思いますが、御協力のほどよろしくお願いいたします。簡単ですが、御挨拶とさせていただきます。

事務局 続きまして、会議次第の3、委員長及び副委員長の選出をお願いしたいと思います。委員長及び副委員長につきましては、資料1にございます第8次赤穂市行政改革推進委員会設置要綱第4条の規定に基づきまして、委員の皆様方の互選によりまして選出することとなっております。どのようにさせていただければよろしいでしょうか。

委員 委員長には加藤委員さんに、副委員長には大木委員さんをお願いしてはどうかと思っております。

事務局 今の意見に対しまして、委員の皆様、どのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局

ありがとうございました。

それでは、委員長には加藤委員、副委員長には大木委員にお願いしたいと思います。それでは、加藤委員長は申しわけありませんが、委員長席のほうにお座りいただきまして、よろしくお願ひいたします。

それでは、加藤委員長、大木副委員長、それぞれ一言御挨拶をお願いしたいと思います。

委員長

皆さん、こんにちは。関西福祉大学の加藤明と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。ただいま、市長さんのほうから説明がありましたし、既にいただいたこの第8次赤穂市行政改革大綱ですけれども、なかなかやはり厳しいことも中に含まれておりますけれども、その中で赤穂市の魅力をどうつくっていくかということで、皆さんとまた知恵を出し合っとうまくまとまればいいかなと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

副委員長

加藤委員長の補佐というのはなかなか難しいと考えますが、私も商工会議所という形の中で、また違う視点でその行財政改革、考え方というものをいろんな角度からお役立ちになるような形で務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞ今後とも皆さん、よろしくお願ひ申し上げます。

事務局

ありがとうございました。申し訳ありませんが、ここで市長につきましては、この後、公務がございますので、ここで退席させていただきたいと思ひます。

それでは、これからの進行につきましては、委員会設置要綱第5条の規定に基づきまして、加藤委員長に議長をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

委員長

それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行への御協力につきまして、よろしくお願ひいたします。

協議事項に入らせていただきます。1番、第8次赤穂市行政改革推進委員会運営要領の制定について、及び2番、第8次赤穂市行政改革推進委員会傍聴要領の制定については、それぞれ関連がありますので、一括で協議をしたいと思ひます。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

本日の資料のうち資料2、第8次赤穂市行政改革推進委員会運営要領（案）と資料3、第8次赤穂市行政改革推進委員会傍聴要領（案）をお願いいたします。

委員会設置要綱第8条の規定によりまして、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定めることとなっておりますので、運営要領及び傍聴要領の案について御説明を申し上げます。

まず、資料2、第8次赤穂市行政改革推進委員会運営要領（案）をお願いいたします。本第8次赤穂市行政改革推進委員会は、第8次行政改革大綱を策定するに当たり、市民の皆様から幅広い意見を求めるために設置させていただいたものであります。この委員会の会議の運営要領を定めるものであります。第1条は、会議運営要領の趣旨を規定し、第2条で会議の公開について定めております。会議は原則公開といたしております。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれる場合で、委員会において出席委員の3分の2以上の賛同があるときは、公開しないことができるものと規定しております。

第3条は、議長等の責務を規定し、第4条では会議の成立について、半数以上の委員の出席がなければならない旨を規定いたしております。第5条は、会議の開会等について規定し、第6条は会議録の作成について規定しております。会議録につきましては、公開することとしますが、会議で非公開、または一部非公開とした場合は、この限りでない旨を定めております。第7条では、会議は傍聴できることとし、別に定めることとしております。第8条は、この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定めることとしております。

施行日は本日、平成29年12月19日としております。

続きまして、資料3の第8次赤穂市行政改革推進委員会傍聴要領（案）について御説明申し上げます。

第1条は、会議傍聴要領の趣旨について定め、第2条では、傍聴席を一般席と報道席にわけることとしております。第3条は、傍聴人の定員は原則10人としますが、会場の規模に応じて調整することといたしております。また、第2項以降で、傍聴の手続について定めております。第4条では、傍聴人の遵守事項を、また第5条では傍聴人は議長の指示に従うことを規定し、第6条では、会議を公開しない旨の決定があった場合、及びこの要領に従わない傍聴人に対して、議長は退場させることができる旨、定めております。また、第7条で、この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定めることとしております。

施行日は、会議運営要領と同じく本日、平成29年12月19日であります。以上で説明を終わります。

委員長

事務局からの説明は終わりましたが、これに関して御質問等ございましたら挙手をお願いいたします。

御質問等がないようですので、この件について異議なしということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしということで、第8次赤穂市行政改革推進委員会運営要領及び第8次赤穂市行政改革推進委員会傍聴要領については、原案のとおり決定することにいたします。それでは、委員の出席状況について事務局から報告をお願いします。

事務局 委員総数12名のうち出席者12名であります。

委員長 ただいまの報告のとおり、半数以上の委員各位の御出席をいただいておりますので、本日の会議が成立していることを宣言いたします。

当委員会は、運営要領の第2条で原則公開としております。本日、傍聴を希望されている方がいらっしゃいますので、入っていただいてもよろしいでしょうか。

(傍聴者入室・写真撮影)

協議事項3、第8次赤穂市行政改革大綱について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 第8次行政改革大綱について説明させていただきます。

資料5、第8次行政改革大綱(素案)をお願いいたします。1ページをお願いいたします。1、第8次行政改革大綱の概要といたしまして、(1)大綱策定の背景についてであります。赤穂市では昭和60年度に第1次行政改革大綱を策定してから、現在の第7次行政改革大綱まで、諸課題について対応方針を定め、改革に取り組んでまいりました。その間、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化し、人口は減少傾向に転じ、さらに今後も人口減少が見込まれております。また、国から地方へ、地方分権が推進されるとともに、各地においてまた赤穂市においても地方創生に向けた取り組みがなされているところであります。

一方で、本市の財政状況につきましては、歳出では社会保障関係費や公債費が高く、歳入では収入の安定的確保は難しい状況にございます。

こうした行財政運営が厳しい中において、限られた財源と人的な資源を有効に活用していく必要があります。行財政体質の強化、充実を図りながら人口減少等、社会経済情勢の変化に対応し、市民サービスの向上を図っていかねばならないものであります。

次に、2ページをお願いいたします。(2)基本方針についてであります。基本方針を「市民サービスの質の向上と人口減少社会に対応した将来にわたる健全で効率的な行財政運営を推進します。」といたしております。地方行政の役割が増大している中で、第7次行政改革大綱を踏襲し、市民サービスの質の向上を図りながら持続可能

な健全な財政運営を推進するものであります。また、地方分権や地方創生の推進に対応した行政運営、人口減少など、行政需要の変化に対応した行政運営が求められております。

加えて、職員がコスト意識を持って効率的効果的な行政運営を行っていくことが必要なところであります。

次に（３）第８次行政改革大綱の位置づけについてであります。本市では、「人が輝き 自然と歴史・文化薫る やさしいまち」の実現に向け、誰もが希望と誇りを持って進み続けたいと思えるまちづくりに取り組んでおります。

本行政改革大綱は、これらまちづくりの実現のために、市民サービスの質の向上と健全な財政運営を推進していくものであります。第７次行政改革大綱の基本的な考え方を踏襲しつつ、実効性の高い計画として策定いたします。

次、（４）計画期間についてであります。計画期間は、平成３０年度から平成３４年度までで５カ年計画といたしております。

次に３ページをお願いします。（５）行政改革の推進方法であります。①推進体制といたしまして、副市長を本部長、教育長を副本部長とする行財政改革推進本部を中心に、その下に幹事会を設置し推進していくこととしております。

２アクションプランの作成・見直しについては５ページ以下にありますように実施計画といたしておりますアクションプランを策定し、情勢の変化に応じ柔軟に見直すことといたしております。また、３進行管理につきましては、担当課を明確にし、進行管理を行い、毎年度取り組みを研究し、公表することといたしております。

続きまして、４ページをお願いいたします。基本的方策についてであります。基本方針のもと、４つの柱を掲げております。１つには市民との協働による円滑な行政運営の推進についてであります。市民との情報共有を図り、市民にわかりやすい開かれた市政を推進し、市民と行政の協働による行政運営を推進するものであります。また、多様化する市民ニーズに的確に対応し、行政サービスの向上を目指すものであります。重点項目といたしまして、市民と行政との協働によるまちづくり、市民サービスの向上を掲げております。

次に、２つ目の柱、健全な財政運営の推進についてであります。歳入の確保に努めながら事務事業の見直しによる経費の節減合理化に努め、効率的で効果的な事業の実施によって健全な財政運営を目指すものであります。重点項目を（１）歳入の確保、（２）事務事業の見直しといたしております。

次に３つ目、効果的・効率的な行政運営の推進についてであります。厳しい行財政状況のもと、社会環境の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応していく各種施策を展開していくため、効果的、効率的な行政運営に努めるものであります。重点項目として、行政運営の効率化を掲げております。

次に４つ目の柱、効率的な組織機構と人材育成についてであります。定員管理の適正化や、効果的な執行体制を整備するなど、簡素で効率的な組織体制の整備を図ると

ともに、人材の育成に努め、組織全体の活性化を推進するものであります。重点項目といたしまして、効率的な組織機構と人材育成といたしております。

続きまして、5ページから34ページにかけてのアクションプランについてであります。このアクションプランについては、先ほどの重点項目ごとにそれぞれ取り組み項目を定めております。行政改革では事務事業の見直しによるコスト削減など、金額にあらわれる量的な改革の部分と、市民サービスの向上のためやり方を変えろといったような質の改革の部分がありますので、量的な改革として財政上の効果額が得られるものについては、効果額としてその金額を記載いたしております。

内容といたしまして、主な項目について説明させていただきます。9ページをお願いいたします。表の左上の隅に「9」と書いてあります。取り組み計画の空き家等対策の推進についてであります。適正な管理が行われない空き家等が防災、衛生、景観等において市民の生活環境に影響を及ぼすことを踏まえ、空き家対策として今年度中に策定予定であります空き家等対策計画に基づき、適正管理施策の推進や、空き家活用、流通支援の推進を図っていくものであります。

続きまして、10ページ、取組項目11番、開かれた学校園づくりの推進についてであります。順次、小中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ化に取り組むものであります。地域と学校をつなぎ、地域と学校一体となって学校づくりを推進するものであります。

続きまして、13ページ、取組項目17番、幼稚園3歳児保育の実施についてであります。子育て支援策といたしまして、幼稚園3歳児保育を平成30年度から段階的に実施していくことを計画いたしております。平成33年度まで段階的に実施して、残りの園につきましては34年度以降に検討することといたしております。

続きまして、15ページをお願いします。取組項目22番、国・県補助金等の積極的活用についてであります。新規事業の立案に当たっては、安易に市が財政負担をしなければならない単独事業とはせず、国・県等から補助金がもらえる制度設計、もらえるように制度設計を行うことといたしております。新規事業について、国・県等の補助金があるものから実施していくことを優先していくものであります。

次に22ページをお願いします。取組項目39番、下水道事業の健全経営の確保についてであります。公共下水道事業及び農業集落排水事業について、現在、特別会計で計上しているものを病院や水道と同じように地方公営企業法を適用し、合理的、効果的な事業運営に努めるものであります。

次に23ページ、取組項目41番、電子システムのクラウド化の推進についてであります。基幹システムについて、これまで市役所内にコンピューターを設置して運用してきたものを、企業のクラウドサービスを利用する方式にすることによって、管理コストの削減を図るものであります。

次に24ページでございます。取組項目44番、サンセット方式の導入についてであります。市が実施しております事業につきまして、新規に行います臨時的な事業に

については、その事業をいつまでも実施するというのではなくて、原則、3年の時限事業として事業を開始することといたしております。

次に28ページをお願いします。取組項目51番の公共施設等総合管理計画の推進についてであります。平成28年度に策定いたしました公共施設等総合管理計画について、適切な進行管理を行い、計画の推進を図ってまいります。個々の公共施設等につきましては、長寿命化計画などに基づき、それぞれ適正に管理していくものであります。

次に32ページをお願いします。取組項目64番の、臨時職員の勤務形態の見直しについてであります。地方公務員法の改正によりまして、現在の臨時職員について勤務形態の見直しを検討する必要があります。臨時職員の勤務形態について見直しを行い、会計年度任用職員制度の導入について検討することといたしております。

次に34ページをお願いします。取組項目67番、ワークライフバランスの推進についてであります。効率的、効果的な行政運営を行っていくには、職員の資質能力にくるところが大きいものであります。そのためにも、職員の働き方については、職員自身の仕事と生活の調和を実現していくことが必要なことから、ワークライフバランスの推進を図っていくものであります。

以上、アクションプランの取組項目といたしまして、68の項目を掲げております。

次に、35ページから最後まで、4番の体系といたしまして、基本方針、基本方策、取り組み項目を提示してまとめたものであります。

以上で第8次赤穂市行政改革大綱（素案）の説明を終わります。

委員長 事務局からの説明が終わりましたが、本日は第1回目ということですので、次回にも御意見、御質問等をお伺いしたいと思いますのですが、ただいまの説明を受けまして、この件に関して、御意見、御質問等はございませんでしょうか。

委員 3ページの行政改革の推進方法の下段の関係図ですが、市議会との関係のところ、市議会が行政改革大綱の調査、検討となっておりますけど、市議会が何か大綱の調査、検討を行うものでしょうか。それと、4ページの1番の市民との協働による円滑な行政運営の推進の文章の4行目、「行政サービスの向上を目指します」になっていますが、重点項目の2番で「市民サービスの向上」となっており、行政サービスと市民サービスをどう使い分けるのかということですね。

事務局 1点目の市議会との関係ですが、行政改革大綱につきましては、今までもそうでありましたが、議会のほうにも進捗状況や策定時についても説明させていただいております。その中で、市議会といたしまして議員さんが直接行動するという形ではないんですけども、市に対する考え方やアドバイスなど御意見をいただき、それを踏まえて策定や日ごろの進捗をさせていただいているところであります。そういった意味で、

このような表現とさせていただきます。

もう1点の、行政サービスと市民サービスの表記についてですが、市民サービスも行政サービスに含まれるという意味はございますが、あえて表現を変えたということではありません。

委員 行政サービスと市民サービスの違いについてですが、2ページの基本方針の2行目のところにも、「第7次行政改革大綱を踏襲し、市民サービスの質の向上を」と書いてあるから、4ページの4行目にある「行政サービスの向上」を「市民サービスの向上」に直したほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 そのように訂正いたします。

委員長 語句の統一ですね。ほかにもありましたらどうぞ。

委員 2ページの下段に、この計画期間が30年から34年度まで5カ年となっていて、計画は30年度から実施と書いてあるんですけども、その前の年度の記載がないため、どうなっているのか知りたいと思います。

委員長 29年度ですね。それを見越してこの計画を作ってるわけだと思いますが。

委員 その関連ですけど、今回、数値目標ができる部分については数値目標を書いてくれるんですけどね。例えば、この6ページ下段の早かごセミナーが年間30回、市長懇談会年間12回、市民対応年間300件。ほかのともそうなんですけどね、全然、今までの実績が我々わからないんですよ。実績がわからないのに、数値目標が挙がってるのがどうかないうことで、できたら、何か実績というか、現状はこうや、だけど30年度からこういう目標でいくんですよという、その後段だけで前段のほうの実績がわからないから判断しかねるところです。

事務局 先ほどのところでしたら、懇談会の開催について、28年度ですけども11回となっております。

委員 個別に言うても切りないですから。だから、そういう資料でもあったら我々すぐ判断できるかなというところなんですけど、今からもう間に合わんから。

委員 幹事会のほうでは十分に議論されてるんやろうと思いますけど、審議会にかけるのであればこれだと全然わからない。前段の例えば、7次計画を踏襲というのは、7次計画も持ってないからわからない。そこら辺の部分の資料が抜けていますね。

委員長　この全部というのは、なかなか大変なのですが、これはどうしても判断に必要で個別の分については、次回のときに資料を用意していただくということによろしいでしょうか。

委員　はい。

委員長　ほかにはございませんでしょうか。

委員　22の取組項目で、国県の補助金の積極的活用とありますが、29年度がわからないので、30年度になって、その補助金を活用できるようにするというちょっと踏み込んだ内容を知りたい感じがするんですけど。29年度までできなかったことが、30年度になってすぐできるのかなという思いがあるんですけど。

事務局　補助金の積極的活用につきましては、これまでも当然、国や県の補助金について、積極的に活用できるものはしてたんですけども、今後さらに充実といいますか、国、県の補助金があるものについては、より優先して採用していくというものであります。

委員　個別の関係なんですけど、例えば11ページの14番の諸証明のコンビニ交付の推進で、赤穂市に本籍を置く方にも拡大するよう検討しますという形になってるんですけど、本籍地を置く方で、諸証明の必要な方がどのくらいおるんですかね。というのは、費用対効果の問題で、ここまでする必要があるのかなということです。

それと、例えば12ページの16番の地域間の交通手段の充実で、取組計画がコミュニティバスとデマンドタクシーを1本にしているんですけどね、これやっぱコミュニティバスとデマンドタクシーはわけてそれぞれ目標にしたほうがいいのではないかと思います。

それと、今回、市民サービスの向上ということで、10ページ以降で、今の説明があった17番の幼稚園3歳児保育の実施等々の市民サービスが項目に挙がってますけどね、市民サービスの向上といたら、いろんな施策にまたがって切りがないんですけど、あえて幼稚園の3歳児保育が目玉ということで挙げたのでしょうか。ほかの施策もいろいろあるかと思いますが、そこら辺のことについてどうでしょうかね。

事務局　最初の14番の諸証明のコンビニ交付の関係ですけども、確かに実際的に、赤穂市に本籍地を置いてる方で、市外の方にはなかなかメリッ的なものはちょっと難しいかなというところがあります。全国的な流れを見ながらという意味で、この計画の一番最後の34年度に実施ということでさせていただいておまして、それまでに検討をしていきたいというところでありまして、

16番については、地域間の交通手段の充実として、今のところは1つにまとめてさせていただいておるところですけども、目標数値は2つありますし、バスとタクシーということで、2つにわけるとも方法としてはいいのかなというふうには思いません。

17番の幼稚園3歳児保育の実施につきましては、いろんな市民サービスがある中で、今までの2年の保育から3年ということに大きく広がるという意味で、目玉といえますか、1つの項目として今回挙げさせていただいております。

委員長

これから、議論をされると思うんですけどね、11番のところの開かれた学校園づくりの推進というところありますよね。学校運営協議会を設置して、いわゆるコミュニティ化を図るということなんですよ。副本部長が教育長さんということなので、ちょっと力が入ってるかなと思うんですが、検討しなきゃいけないことは、小学校に学校運営協議会をつくるのか、中学校に学校運営協議会をつくるのか、小中一貫にして学校運営協議会をつくるのか。学校運営協議会というのは実は学校評価とは裏表なんですよ。私、京都市の学校で協議会・学校評価委員を10年やっておりましてね。教育功労賞をこの前いただいたんですけども、今でも幾つか入ってるんですよ。そういう中に、地域の人に入ってもらうと、それぞれ地域の人の入り方によって、社協のほうでやってる分もありますから、その兼ね合いどうするか。もう京都市は全て学校運営協議会が入ってるんです。小学校200、中学校100。そこまでいくまでがなかなか大変でしてね。それなりに、私は西陣中央小学校とかが本拠地なのですが、毎回いろんなやられる方が見学に来られて、一緒にやるんです。毎学期6時から8時、アンケートを取って、学校が10人、PTAが10人、地域が10人で集まっていろいろ議論をするわけですよ。例えば、朝御飯食べてないけど大丈夫かとかね。食べてるけど中身いるん違うかとかね。挨拶はするってなってるけど、私の前では挨拶せえへんどかね、何かそんなことを議論していろいろやって、とてもうまくいってるのですが、のせるまでのこと、いろんなことを検討していただいたらいいかなというふうに思います。1つまたよろしくお願いします。

ほかにありますでしょうか。次回にも検討するということなので、ゆっくり見ていただいたら、また御意見もあろうかと思いますが。

それでは、次回もこの大綱については協議を継続して行いたいと思います。委員の皆様におかれましては、本日、事務局の説明を受けまして、次回までにこの大綱の内容について精査をお願いしたいと思います。

続きまして、5のその他に入りたいと思います。①のパブリックコメントの実施について、事務局より説明をお願いします。

事務局

パブリックコメントについて御説明させていただきます。赤穂市が市民参加に関する条例を平成17年に策定いたしまして、市の制度や計画などをつくる際には、広く

市民の方から御意見をお伺いする機会としてパブリックコメントを実施いたしております。この第8次行政改革大綱（素案）につきましても実施したいと考えております。意見の募集期間は、1月4日（木）から2月2日（金）まで30日間を予定いたしております。

本日の第8次行政改革大綱（素案）を市のホームページ等で公表し、広く意見を募集いたします。提出された意見につきましては、概要及びその検討結果についてホームページで公開いたします。当委員会には、結果についての報告をさせていただく予定といたしております。

なお、当委員会の今後の予定についてであります。今後1カ月程度の間隔をあけて開催いたしたいと考えておりますが、次回には先ほどお話がありましたとおり、皆様から御意見を伺い、その次の第3回におきまして、パブリックコメントの御報告をさせていただきたいと思っております。御報告並びに皆様からの御意見の取りまとめ等をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

委員長 ただいまの説明につきまして、御質問ありますでしょうか。

（なし）

御質問等がないようですので、パブリックコメントについてはただいまの説明のとおり、この行政改革大綱の素案で実施していただきたいと思っております。

事務局 済みません。1点だけ。先ほどの4ページのところを、「市民サービスの向上を目指します。」と修正して、パブリックコメントをしたいと思っております。

委員長 語句の修正をした上でということですか。ほかにありますでしょうか。

それでは、続きまして、その他であります。次回の日程について事務局のほうではいつごろを予定しておられますでしょうか。

事務局 事務局といたしましては、1月17日（水）の予定を考えているところであります。また、正式については後日、改めて文書で通知させていただきたいというふうに思っております。

委員長 今回は1月17日（水）ということをお願いしたいと思います。皆さんもよろしくお願ひします。

本日は、貴重な御意見をいただきますとともに、円滑な議事進行に御協力いただきましてありがとうございました。これをもちまして、終了させていただきます。